





| 島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査（2021年9月6日版） | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: |
| 通報又は連絡を行った後の社外関係機関への報告又は連絡について，別図5－ 1，5－2 及び5－3に定める連絡体制を整備しておく。 <br> なお，別表 1 に示す原災法第 10 条第 1 項等の基準に該当する事象のうち，発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料，低しベル放射性廃菓物等）の場合にあっては，別図 5－4に定める連絡体制を取る。 <br> b．防災組織の連絡体制連絡経路は別図3に定めるとおりとする。 <br> 2．緊急時体制の発令及び解除 <br> （1）緊念時体制の発令 <br> a．発電所 <br> 原子力防琰管理者は，原子力発電所敷地境界付近におろで 1 時间当たり 0.22 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合，又は別表1に示す基淮に該当する事象の発生について報告を受け，又は自ら発見したときは，直ちに別図 6 に定める連絡経路により緊急洔体制を発令する。 <br> 原子力防災管理者は，緊急時体制を発令した場合は，直ちに電源事業本部部長 （原子力管理）（以下「部長（原子力管理）」という。）に報告する。 <br> b．本社 <br> 部長（原子力管理）は，原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令 の報告を受けた場合は，別図 7 に定めるとおり直ちに社長，電源事業本部長及び コンプライアンス推進部門長に報告し，社長は本社における緊急時体制を発令す る。この際，発電所において発令した緊急時体制の区分を本社においても適用す る。 <br> 社長が本社における緊急時体制を発令した場合，部長（原子力管理）は，中国電力ネットワーク株式会社社長にその旨を連絡する。 <br> （2）緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置 <br> a．発電所 <br> （a）原子力防災管理者は，緊急時体制を発令した場合，速やかに緊急時対策本部 （以下「本部」という。）を緊急洔対策所に設置する。 <br> （b）本部は，原子力防棪組織で構成する。 <br> （c）原子力防災管理者は，緊急时対策本部長（以下「本部長」という。）として その職務を遂行する。 <br> b．本社 <br> （a）社長は，本社に緊急時体制を発令した場合，速やかに緊急時対策総本部（以下「総本部」という。）を原子力災害対策室に設置する。 <br> （b）総本部は，本社原子力防災組織で構成する。 <br> （c）社長は，緊急時対策総本部長（以下「総本部長」という。）として，そ の裁務を遂行する。 | 別紙1－5（6／25） <br> 第3節 原子力防災組織の運営 <br> 1．通報連絡経路および情報連絡経路 <br> （1）原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 <br> 原子力防災管理者は，原災法第 10 条第 1 項に基づく通報を行らため，別図 2 -6 に定める通報経路を整備しておくものとする。また，原子力防災管理者は，内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，宮城県知事，女川町長または石巻市辰から，原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときはこ れを行う。 <br> （2）原災法第 10 条第 1 項の通報後の連絡経路 <br> a．社外関係機関との連絡経路 <br> 原子力防災管理者は，原災法第 10 条第 1 項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告および連絡について別図 $2-7$ に定める連絡経路を整備し ておくものとする。 <br> b．社内の情報連絡経路 <br> 社内の情報連絡経路は別図 $2-8$ に定めるとおりとする。 <br> 2．第1または第2䇣急体制の発令および解除 <br> 発電所および本店における第 1 または第 2 緊急体制の発令および解除等は以下 のとおりとする。 <br> なお，関係店所にあっては，本店に準じて行うものとする。 <br> （1）第1または第2緊急体制の発令 <br> a．発電所 <br> 原子力防災管理者は，別表2－2または別表2－3の事象が発生した場合，その情勢に応じて別図2－9に定める連絡経路により第 1 または第 2 緊急体制を発令する。 <br> 原子力防災管理者は，第 1 または第 2 緊急体制を発令した場合，直ちに本店原子力部长に報告する。 <br> b．本店 <br> 本店原子力部長は，原子力防災管理者から発電所における第 1 または第 2緊急体制発令の報告を受けた場合，別図 $2-10$ に定める連絡経路により，社長に報告する。 <br> 社長は，本店における第 1 または第 2 繤急体制を発令し，この際，発電所 において発令した緊急体制の区分を本店においても適用する。 <br> （2）副原子力防災管理者および原子力防災要員の非常召集 <br> a．発電所 <br> 原子力防災管理者は，発電所における第 1 緊急体制発令時（第 1 緊急体制 | －組織体制の相違 |




| 島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版） | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第3章 緊急事態応急対策等の実施 <br> 第1節 通報又は連絡 <br> 1．通報又は連絡の実施 <br> （1）通報又は連絡の実施 <br> a ．原子力防災管理者は，敷地境界放射線上昇事象（原子力発電所敷地境界付近に おいて 1 時問当たり 0．2 2マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合）が発生した場合，別紙 7 に定める通報様式に必要事項を記入し，原子力規制委員会，島根県知事，松江市長，出雲市長，安来市長，雲南市長，鳥取県知事，米子市長及び境港市長にファクシミリ装置をの他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し，記録として保存する。また，別図4－1に示す，通報先以外の連絡先にも同様に連絡を行う。更に，原子力規制委員会，島根県知事，松江市長，出雲市長，安来市長，雲南市長，烏取県知事，米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。 <br> b．原子力防災管理者は，別表 1 に示す警戎事態の基準に該当する事象の発生につ いて報告を受け，又は自ら発見したときは，別紙8－1に定める連絡様式に必要事項を記入し，原子力規制委员会，島根県知事，松江市長，鳥取県知事等，別図 4－2に定める連絡先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し，記録として保存する。更に，原子力規制委員会，島根県知事，松江市長，出雲市長，安来市長，雲南市長，鳥取県知事，米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。 <br> c．原子力防災管理者は，別表 1 に示す原災法第 10 条第 1 項等の基準に該当する事象の発牛について報告を受け，又は自ら発見したときは，直ちに別紙 $9-1$ に定める通報様式に必要事項を記入し，内閣総理大臣，原了力規制委員会，島根県知事，松江市長，鳥取県知事等，別図 $4-3$ に定める通報先にファクシミリ装置 その他の可能な限り古く到達する通信手段を用いて一斉に送信し，記録として保存する。更に，内閣総理大臣，原子力規制委员会，島根県知事，松江市長，出雲市長，安来市長，雲南市長，鳥取県知事，米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。 <br> なお，別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち，発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料，低レベル放射性廃育物等）の場合にあっては，別紙9－2に定める通報様式に必要事項を記入し，内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事，市町村長等，別図 $4-4$ に定める通報先にファク シミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し，記録とし て保存する。更に，内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，当該事象 が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確 | 別紙1－5（9／25） <br> （2）発電所警戒対策本部情報班長は，上記の情報を定期的に収集し，その内容を様式 8 に記載し，別図 $2-5$ に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。 <br> （3）発電所警戒対策本部情報班長は，本章第1節から第3節に掲げる連絡，通報 および報告を行った場合，その内容を記録として保存する。 <br> 4．社外関係機関との連絡方法 <br> 発電所警戒対策本部長は，別図 $2-5$ の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。 <br> 5．通話制限 <br> 発電所警戒対策本部長および本店警戒対策本部長は，緊急事態応急対策実施時 の保安通信を確保するため，必要と認めたときは，通話制限，その他必要な措置 を講ずるもいとする。 <br> 第2節 特定事象の通報および連絡 <br> 1．通報•連絡の実施 <br> （1）原子力防災管理者は，別表2－2または別表2－3の事象の発生について報告を受け，または自ら発見したときは，15分以内を目途として，様式 9 に定 める通報様式に必要事項を記入し，内閣総理大臣，原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長，石巻市長，その他の別図 $2-6$ に定める通報先にファクシミ リ装置を用いて一斉に送信する。さらに，内閣総理大臣，原子力規制委員会，宮城県知事，女川町長および石巻市長に対してはその着信を確認するととも に，その他の別図 $2-6$ に定める通報先に電話等により連絡する。別表2－2 または別表 $2-3$ の事象の発生の通報および連絡後は，別図 $2-7$ に定める通報先へ通報および連絡する。 <br> また，原子力防災管理者は，別表2－2または別表2－3に定める事象のう ち，事業所外運搬（以下，第 3 章および第 4 章においては，発電所が輸送物の安全性について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料，輸入新燃料等）に限 る。）の場合にあっては，当該事象の発生について報告を受け，または自ら発見 したときは，15分以内を目途として，様式 10 に定める通報様式に必要事項 を記入し，内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，当該事象が発生 した場所を管轄する都道府県知事，市町村長，その他の別図2－6に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに，内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長に対してはその着信を確認するとともに，その他の別図 2 －6に定める通報先に電話等により連絡する。別表2－2または別表2－3の | －組織体制の相違 |





| 島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査（2021年9月6日版） | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: |
| 別紙 $1-5(9 / 16)$ <br> る報告様式にその概要を記入し，内閣総理大臣，原子力規制委員会，国士交通大臣，当該事象が発生した場所を管螛する都道府県知事及び市町村長等，別図5－4に定 める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用い て送信し，記録として保存する。更に，内閣総理大臣，原子力規制委員会，国土交通大臣，当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対しては その着信を確認する。 <br> 2．避難 <br> （1）避難誘導 <br> 本部長は，発電所内の事象に係る緊急洔体制を発令した場合は，別図 10 に示 す集合場所及び避難場所の配置図により，発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及で来訪者等（以下「発電所澼難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし，緊急放送装置，ページング等 により，避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに，発電所避難者の避難誘導を行ら者（以下「避難誘導員」という。）の配置を指示し，そ の業務にあたらせる。 <br> なお，来訪者に対しては，バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内を行い，避難場所への避難が迅速かつ的確に行えるよう特に眝慮する。また，本部長は，避難誘導員からの報告を受け，発電所避難者の人数，健康状態等の状沉を把握するものとする。 <br> （2）移送 <br> 本部長は，避難場所への避難の完了後，発電所内の事象等により，必要に応じ て，発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。 <br> また本部長は，緊急時体制発令中においては，発電所敷地内への入域を制限す るとともに，原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。 <br> 3．放射性物質の影響管囲の推定及び防護措置 <br> 本部長は，発電所内及び発電所敷地周辺の放射線並びに放射性物質の測定を行い，放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は，放射線監視データ，気象観測デー タ，緊急時圜境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。 <br> また，本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し，防護マ スクの着用及び線量訃の携帯等の防護指䒸を指示するものとする。 <br> なお，本部長は，原子力災害対策活動等に従事する者に対し，別表12に定める基準により，安定ヨウ素剤を服用させる。 <br> 4．原子力災害医療 <br> （1）救助活動 <br> 本部長は，負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」といら。）がいる場合は，負傷者等を放射線の影響の少ない場所に | 別紙1－5（13／2 5） <br> 3．原子力災害医療 <br> （1）救助活動 <br> 発電所対策本部総務班長は，負傷者および放射線障害を受けた者または受け たおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合，負傷者等を各班長 および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに搬送する。 <br> （2）医療活動 <br> 発電所対策本部総務班長は，負傷者等について各班長および関係者と協力し て別図2－12に定める発電所内の応急処置施設に搬送し，応急処置および除染等の措亘を講ずるとともに，矤療機関への搬送および治療の依頼等の必要な措置を講ずる。 <br> （3）二次災害防止に関する措置 <br> 発電所対策本部総務班長は，医療機関へ負傷者等の搬送および治療の体頼を行らときおよび救急隊到着時に，事故の概要および負傷者等の放射性物質によ る污染ひ状沉等の被ばく防止ひために必要な情報を救急隊等に伝達する。 <br> なお，負傷者等の搬送時に，必要に応じて，放射性物質や放射線に対する知識を有し，線量評価や污染の拡大防止措置が行える者を随行させる。 <br> （4）発電所対策本部長，副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康管理等発電所対策本部長は，副原子力防災管理者および原子力防災要員の疲弊を防止し，防災業務を円滑に行うために，できる限り早期に，活動期間および交替時期を明確にする。また，発電所対策本部総務班長は，発電所対策本部長，副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康診断および健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。 <br> 4．消火活動 <br> 発電所対策本部保修班長は，速やかに火災の状況を把握し，安全を確保しつ つ，消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。 <br> 5．污染拡大の防止 <br> 発電所対策木部放射線管理班長は，不必要な被ばくを防止するため，関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し，標識により明示するとともに，必要に応じ所内放送，ページング等により発電所構内にいる者に周知する。また，発電所対策本部放射線管理班長は，放射性物質による予期しない污染が確認された場合，速やかにその拡大の防止および除去に努める。 | －組織体制の相違 |


| 島根原子力発電所 2 号炉 適合性審査（2021年9月6日版） | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: |
| 別紙1－5（10／16） <br> 速やかに救出する。 <br> （2）医療活動 <br> 本部長は，負傷者等を別図 9 に示す発電所内の健康管理センターに搬送し，応急処置及び除染等の措置を講じるとともに，医療機関への搬送及び治療の依頼等 の必要な措置を講じる。 <br> （3）二次災害防止に関する措置 <br> 本部長は，医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行らとき並びに救急隊到着時に，事故の概要，負傷者等の放射性物質による污染の状況，搬送及び治療 の際の救急隊の被ばく防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。 <br> （4）医療機関への搬送に関する措置 <br> 本部長は，負傷者等を医療機関へ搬送する際に，放射性物質や放射線に対する知識を有し，線量評価や污染の拡大防止措置が行える者を同行させるとともに，医療機関へ到着時に必要な情報を伝達する。 <br> また，本部長は，負傷者等の搫送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力する。 <br> （5）緊急時対策要員の健康管理等 <br> 本部長は，緊急時対策要員の疲弊を防止し，原子力災害対策活動を円滑に行う ため，できる限り早期に，活動期間及び交代時期を明確にする。 <br> また，本部長は，緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を実施する。 <br> 5．消火活動 <br> 本部長は，火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し，消防機関に通報す るとともに，安全を確保しつつ自発的に初期消火活動を行い，消防機関と連携協力 して迅速に消火活動を行う。 <br> 6．汚染拡大の防止 <br> 本部長は，不要な被ばくを防止するため，関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し，標識により明示するとともに，必要に応じ緊急放送装置等により発電所構内にいる者に周知する。また，放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には，速やかにその拡大の防止及び除去に努める。 <br> 7．線量評価 <br> 本部長は，発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価 を行うとともに，放射性物質による汚染が確認された場合には，速やかにその拡大 の防止及び除去に努める。 | 6．防護措置および線量評価 <br> 発電所対策本部放射線管理班長は，必要に応じて原子力災害対策活動等に従事 する要員に対し，防護マスクの着用および線量計の携帯等の防護措置を定め，指示するとともに，発電所対策本部総務班長は必要に応じて別表 3－2に定める基準により，安定ヨウ素剤を服用させる。また，発電所対策本部放射線管理班長 は，発電所避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行 うとともに，放射性物質による汚染が確認された場合，速やかにその拡大の防止 および除去に努める。 <br> 7．広報活動 <br> （1）発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は，報道機関が発電所 または本店に取材に来訪した場合，その状沉に応じて発電所周辺および本店に事業者プレスセンターを開設する。 <br> a．現地プレスセンターが放射線の影響等により使用できない可能性がある と判断した場合，プレス発表は，別に指定する場所で行う。 <br> b．オフサイトセンターで原子力災害合同対策協議会の運営が開始された場合，ブレス発表は，オフサイトセンターのブレスルームで行う。 <br> （2）発電所対策本部広報班長および本店対策本部広報班長は，プラントの状況，応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ，別図 3－1に示す伝達経路に より関係箇所に連絡する。 | －組織体制の相違 |














| 島根原子力発電所2号炉 適合性審査（2021年9月6日版） | 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス | 差異理由 |
| :---: | :---: | :---: |
| 原子力防災組織の改善に関する考え方 <br> 1．重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化，原子力防災組織の增員及 び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化 <br> 重大事故等の事故収束に向けて，原子力防災管理者，副原子力防災管理者及び機能班につ いて役割を明確にするとともに人数を増加させた原子力防災組織を確立する。 <br> また，発電用原子炉主任技術者については，既に号炉ごとに選任し保安監督させるととも に発電所の組織とは独立した立場としているが，東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において災害対応が長期化したことを踏まえ，原子力防災管理者へ助言及び指示する位置付けとすべく原子力防災組織内に位置付け，確実な事故収束を図る。 <br> 2．原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定，必要な要員及び資機材の確保） <br> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において，発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したことを踏まえ，島根原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し，必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定に当たっては，原子力災害発生時における風向等を考慮し，島根原子力発電所からの方位，距離（約 20 km圈内外）が異なる地点を複数選定する。 <br> 3．原子力緊急事態文援組織に関する事項（他ひ）原子力事業者と共同で組織を設荁，定期的な訓練の実施，組織のさらなる拡充に向けての検討） <br> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において，放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず，ロボット，無人機等遠隔操作が可能な資機材 を活用して発電所の災害状況を確認したことを踏まえ，東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し，訓練により操作に習熟 する。現在，原子力事業者共同で支援組織を運用しており，平成 28 年 3 月に要員及び資機材を増強し，平成 28 年 12 月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。 <br> 4．シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 <br> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において，従来から原子力防災訓練で実施し てきたシナリオ通りには事態が進行せず，事態の進展が早かった事などから混乱を生じたこ とを踏まえ，防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより，訓練参加者が自ら考え，活動する原子力防災訓練を実施していく。 | 別紙1－6（1／1） <br> 原子力防災組織の改善に関する考え方 <br> 1．重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化 <br> 重大事故等の事故収束に向けて，原子力防災管理者，副原子力防災管理者及び機能班について役割を明確にし，原子力防災組織を確立する。 <br> 2．原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定，必要な要員及び資機材の確保） <br> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において，発電所外からの支援に係 る対応拠点を活用したことを踏まえ，女川原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し，必要な要員及び資機材を確保する。候補地点の選定にあたっては，原子力災害発生時における風向等を考慮し，女川原子力発電所からの方位，距離（約 30 km 圏内外）が異なる地点を複数選定する。 <br> 3．原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置，定期的な訓練の実施，組織のさらなる拡充に向けての検討） <br> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において，放射性物質による汚染に より災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず，ロボット，無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認した事を踏まえ，東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらか じめ確保し，訓練により操作に習熟する。現在，原子力事業者共同で支援組織を運用しており，平成 28 年 3 月に要員及び資機材を増強し，平成 28 年 12 月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。 <br> 4．シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 <br> 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において，従来から原子力防災訓練 で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず，事態の進展が早かった事などか ら混乱を生じたことを踏まえ，防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより，訓練参加者が自ら考え，活動する原子力防災訓練を実施 していく。 | －運用の相違 （改善内容の相違） |





